

令和3年11月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和3年11月9日(火) 午前 9時30分から 10時00分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番 望月 稔
2番 小林 由朋
3番 町田 玉江
4番 荻田 丈仁
5番 時田 修治
6番 佐野 孝則
8番 笹古 時男
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
13番 佐藤 正職
14番 藤田 博史
15番 鈴木 恵一
16番 安藤 公男
18番 涌田 充尚
19番 伊藤 博

4.欠席委員

9番 池野 保

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め4番荻田 丈仁君、5番時田 修治君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第41号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第63号 取消願いの報告についてまでの、計7件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第41号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
鷹岡地区31番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ鷹岡地区31番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は8月に審議された鷹岡地区20番と同じ場所で、天間小学校から南に200mくらいのところと、南東に500mくらいのところの2ヶ所です。8月に申請を行った譲渡人が亡くなったため、その相続人と、同じ譲受人との間で再度の申請となります。譲受人は38歳と若く、兼業農家ですが、両親も農業を行っており、農業経営を拡大したいとのこと。8月に同じ内容で審議されており、そのときと状況は変わっておりません。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 鷹岡地区31番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区31番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長 次に、議案6ページの議第42号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
鷹岡地区32番についてですが、審議の前に、佐藤委員は本案件の関係者ですので退席願います。
(13番佐藤委員退席)
それでは、事務局から説明願います。

事務局	(事務局議案6ページ鷹岡地区32番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は天間小学校から北に200mほどのところにあります。申請地は昭和46年に農地法第5条の許可を得て譲受人の父親が宅地として取得しましたが、建物が建設されないまま現在に至ります。今回譲受人に売却し、そのお子さんの自宅を建築したいとの申請です。申請地は市街化調整区域内ではありますが、都市計画法の既存宅地の要件を備えており、住宅を建設することに問題はありません。建築を希望する方は、今年の夏に発生した熱海市の土石流災害の現場の近くに居住しており、以前から近くで住宅敷地を探していましたが、今回のようなことがあったため怖くなり、それなら父親の住む鷹岡地区に近いところが良いのではないかと思います。適地を探したところ、今回の話がまとまったとのこと。申請地は過去に転用が許可されており、周辺もほとんど宅地であり周辺農地への影響もないことから、何ら問題ないかと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	鷹岡地区32番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区32番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	審議が終わりましたので、佐藤委員は着席してください。 (13番佐藤委員着席) 次に浮島地区33番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ浮島33番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は主要地方道三島富士線、通称根方線の船津のバス停から西に100mくらいのところにあります。現地は作物は作っておりませんが、ブロック塀に囲まれた管理された農地となっております。貸人は現在娘さんのいる茨城県に住んでおり、畑の管理はここ3年ほど娘さんが月1回程度茨城県から通って行っているそうです。借人は建設業の会社で、申請地の近くにある春山川にかかる春山川橋の改修工事を請け負ったことから、その仮設事務所と資材置場として一時的に使用したいとの申請です。公共工事にかかる一時転用であり、何ら問題ないかとおもいます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。

事務局	<p>本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。</p>
会長	<p>浮島地区33番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 浮島地区33番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。</p>
会長	<p>次に、議案7ページの議第43号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 松野地区19番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案7ページ松野地区19番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願いします。</p>
委員(報告者)	<p>申請地は南松野でも桑木穴(かぎあな)という地区にあるのですが、この地区は市道富士川由比線を松野から一山超えて静岡市由比に近い山の中にあります。申請者は現在静岡市在住ですが、桑木穴の出身で、母親は十数年前まで桑木穴に住んでいたとのことです。申請地の地目は田ですが、平成元年頃、母親が耕作できなくなったのを機に植林を行ったとのことです。現地を確認したところ、檜が植えられており、山林となっていました。周辺も檜などが植林されており、仕方ない状況であると思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>松野地区19番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 松野地区19番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	<p>次に北部地区20番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案7ページ北部地区20番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願いします。</p>

委員(報告者)	<p>申請地は青葉台小学校から北に300mくらいのところにあります。8月に審議された非農地証明申請北部地区16番の隣接地です。転用内容は北部地区16番と同じ、昭和46年月日不詳より倉庫敷地として使用しているとのこと。申請者は申請地のすぐ南側に居住している方です。自宅北側の水路が改修される際、畑の一部が北側に残り使い勝手が悪いことから、北側の隣人が倉庫を建てる際に貸したとのこと。8月の北部地区16番を申請する際、今回のことが判明したことから、こちらも申請を行いたいとのこと。北部地区16番と一体の利用がされており、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>北部地区20番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区20番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。</p>
会長	<p>次に議案8ページからの報告案件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>はじめに議案8ページをご覧ください。 報第60号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届出を行えば賃貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数1件。 次に議案9ページをご覧ください。 報第61号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数2件。 次に議案10ページをご覧ください。 報第62号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数3件。 次に議案12ページをご覧ください。 報第63号 取消願いの報告についてですが、これは按分所有に変更となったことによるものであり、受理したことをご報告いたします。件数1件。 今月の報告案件については以上です。</p>
会長	<p>次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。</p>
事務局	<p>(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)</p>
会長	<p>以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を 終わりとします。</p> <p>以上で議事はすべて終了しました。</p>

令和3年11月9日

農業委員会会長

同委員

同委員
